

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和2年2月10日

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項、第4項及び第5項並びに第204条第2項及び第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の受ける給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 会計年度任用職員の給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

(報酬)

第3条 会計年度任用職員には、所定の勤務日又は勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、月額により報酬を支給する。

2 会計年度任用職員の報酬の額は、月額420,000円を超えない範囲内において、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき、常勤職員の給与（給料、地域手当、超過勤務手当及び夜間勤務手当に限る。）との権衡を考慮して規則で定める。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、月の初日から末日までの期間について支給するものとし、支給日及びその支給方法は、常勤の職員の例による。

第5条 報酬は、新たに会計年度任用職員となった者には、その日からこれを支給する。

2 会計年度任用職員が離職し、又は死亡したときは、規則で定める場合を除き、その月の末日までの報酬を支給する。ただし、懲戒処分又は分限処分（規則で定める事由

によるものに限る。)により離職したときは、その日までの報酬を支給する。

- 3 会計年度任用職員が任期満了その他の事由により離職した場合において、即日又はその翌日に会計年度任用職員となった場合の報酬の支給については、引き続き在職するものとみなす。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日(所定の勤務日でない日をいう。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。
- 5 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員に新たに報酬を支給すべき事由又は報酬の支給をしないこととすべき事由が生じた場合その他報酬の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(報酬の減額)

第6条 会計年度任用職員の報酬については、常勤の職員の例により、減額することができる。

(期末手当及び勤勉手当)

第7条 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員には、規則で定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

(休職者の給与)

第8条 会計年度任用職員が休職した場合には、常勤の職員の例により、給与を支給することができる。

(公務災害補償との関係)

第9条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第11号)の適用を受けて療養のため勤務に服さない期間については、期末手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(費用弁償)

第10条 会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例(平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第14号)の定めるところにより旅費を支給する。

2 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする会計年度任用職員及び通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする会計年度任用職員については、その費用弁償として、常勤の職員に支給される通勤手当との均衡を考慮して規則で定める額を支給する。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

(給与を受ける権利の処分禁止)

第11条 会計年度任用職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。